

---

鶴見区こども青少年元気支援事業  
運営法人募集要項

---

平成 29 年 10 月  
横浜市鶴見区

## 目次

1	鶴見区こども青少年元気支援事業 概要	3
2	提案資格	3
3	公募について	5
4	添付資料	6
5	問い合わせ先	7
	提案書作成要領	8

## 1 鶴見区子ども青少年元気支援事業 概要

### (1) 事業の趣旨

鶴見区子ども青少年元気支援事業は、生活困窮、虐待、不登校などの課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生とその保護者に対し、生活支援を実施することにより、将来にわたり自立した生活が送られるよう、子どもたちが生き抜く力を身につけさせることを事業の趣旨としています。

### (2) 委託名

鶴見区子ども青少年元気支援事業業務委託

### (3) 実施方法

横浜市鶴見区と運営法人との間で委託契約を締結し、その後、運営法人は鶴見区と協議の上、既存建物を借上げる等により、事業を実施するための施設（以下、実施施設という。）を確保します。（建物の賃貸借契約は建物所有者と運営法人が締結し、建物の賃借料は運営法人が予算の範囲内で支払います。）運営法人は、実施施設において、鶴見区が利用を決定した対象者に対して支援を実施します。また委託契約に基づき、鶴見区は運営法人に対して事業に係る経費を支払います。

### (4) 事業概要

#### ア 施設名称

つるみ元気塾

#### イ 開所日

平日(月)から(金)までの週5日間

※国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除きます。

#### ウ 運営期間

運営期間は、原則として平成30年4月1日から平成31年3月31日までとします。  
※事業の実績により、予算の範囲内で最大平成35年3月31日まで継続できるものとします。

#### エ 事業内容

「鶴見区子ども青少年元気支援事業委託仕様書」に記載のとおりとします。

## 2 提案資格

### (1) 提案資格

募集の対象は、主たる事務所等が横浜市内にある、特定非営利活動法人、財団法人、社会福祉法人、社団法人、学校法人、株式会社等で、申請時に既に設立されている法人とします。

### (2) 資格

次の項目すべてを満たす団体とします。なお、参加意向申出書の提出を受け、提案資格を確認します。

ア 横浜市の一般競争入札有資格者名簿において、「333 福祉サービス」の種目で登

録されていること又は委託契約を締結するまでの間に登録されていることが見込まれている団体

【参考】一般競争入札有資格者名簿とは、横浜市が委託等の契約を締結する上で、一定の審査を行い有資格者として認めたものを搭載した名簿です。名簿に登載されるには、入札参加資格審査申請を行う必要があります。入札参加資格審査を申請予定で、契約締結までに名簿に登載される見込みである場合には、本事業の申請を受け付けます。詳しくは、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」を参照してください。

URL <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>

※プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までに、横浜市指名停止等措置要綱第2条第1項、第3条又は第4条に該当した場合には、受託候補者として特定されません。そのような場合には、選考が終了し契約の相手方として決定されている場合であっても契約締結は行わず、次順位の者と手続きを行います。なお受託候補者として特定されている者が、契約締結を行わない又はその者との契約交渉が成立しないなど、契約締結に至らない場合にも、次順位の者と契約交渉を行うことがあります。

イ 活動の内容が次のいずれにも該当しない団体

- (7) 宗教の協議を広め、儀式行事を行い、及び信者に教化育成することを目的とする活動
- (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (ウ) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (エ) 公益を害するおそれのあるものの活動

(3) 欠格事項

次に該当する団体は応募することができません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 参加意向申出書の受付の日から受託候補者の特定の日までの間、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- ウ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である者
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）である者
- カ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- キ 代表者もしくは役員が次のいずれかに該当する団体
  - (7) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者

(4) 法令の遵守

鶴見区子ども青少年元気支援事業の実施にあたっては、国の法令並びに神奈川県及び横浜市の条例・規則等を遵守することとします。

3 公募について

(1) 選定

鶴見区子ども青少年元気支援事業運営法人の選定について、提案書等の提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングにおける提案の内容を、鶴見区子ども青少年元気支援事業受託候補者評価委員会で審議し、鶴見区入札参加資格審査・指名業者選定委員会で決定します。

(2) スケジュール（予定）

- ア 募集要項等配布開始：平成 29 年 10 月 11 日（水）
- イ 参加意向申出書受付期間：平成 29 年 10 月 11 日（水）～10 月 23 日（月）
- ウ 現場見学会：平成 29 年 10 月 26 日（木）
- エ 参加資格確認結果通知書送付：平成 29 年 10 月 27 日（金）
- オ プロポーザル関係書類提出要請書送付：平成 29 年 10 月 27 日（金）
- カ 質問書受付期間：平成 29 年 10 月 27 日（金）～11 月 1 日（水）
- キ 質問書に対する回答：平成 29 年 11 月 8 日（水）
- ク 提案書提出期間：平成 29 年 11 月 9 日（木）～11 月 13 日（月）
- ケ プロポーザルに関するプレゼンテーション・ヒアリング：平成 29 年 11 月下旬
- コ 鶴見区入札参加資格審査・指名業者選定委員会の開催：平成 29 年 12 月中旬
- サ 結果通知書発送（委託先の決定）：平成 30 年 1 月中旬
- シ 現在の事業実施主体との引き継ぎ：平成 30 年 2 月下旬～3 月
- ス 事業開始予定：平成 30 年 4 月 1 日

(3) 現場見学会について

応募にあたり、当該学校や地域の特色を理解していただくため、以下の要領で現場見学会を実施します。可能な限りご参加ください。

- ア 日時 平成 29 年 10 月 26 日（木） 10 時 30 分から 12 時まで（予定）
- イ 集合 平成 29 年 10 月 26 日（木） 10 時 15 分 鶴見区役所 1 階正面玄関前
- ウ 内容 現在活動している場所の見学、スタッフからの業務についての説明、質疑
- エ 申込 平成 29 年 10 月 25 日（水）12 時までにメール([tr-houkago@city.yokohama.jp](mailto:tr-houkago@city.yokohama.jp))にてお申し込みください。

(4) 選定後の流れについて

ア 見積書の提出

運営団体として選定された後は、契約締結のため、事業にかかる経費の見積書を提出していただきます。金額については、区があらかじめ定める予定価格以下で契

約額を決定します。なお金額の決定に際し、見積書に記載の金額に当該金額の100分の8に相当する額（1円未満の端数は切り捨て）を加算するため、団体は消費税及び地方消費税の課税事業者か免税事業者かを問わず、事業に係る経費としたい金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

#### イ 契約の締結

決定した契約額に基づき、鶴見区と運営団体が協議の上、契約書を策定して締結します。プロポーザル評価の有効期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間としますが、毎年度、事業の評価を行い、その結果が良好であると認められれば原則として1年委託契約を更新し、最大で平成35年3月31日まで継続できるものとします。

また運営期間中に次の事項に該当し、運営団体として適当でないと鶴見区が判断した場合には、年度途中であっても委託契約の解消や事業実施の停止を命じることがあります。

- (ア) 事業の実施にあたり、鶴見区との連携及び協力の姿勢が見られないとき
- (イ) 委託契約において重大な違反があり、それにより契約を継続することが困難なとき
- (ウ) その他運営団体として適当でないと鶴見区が認めるとき

#### ウ 研修・引き継ぎ

事業を開始するまでの期間には、現運営団体からの業務引き継ぎ等、事業開始に必要な準備業務を行っていただきます。準備業務に係る人件費等の費用は、運営団体に負担いただき、鶴見区は負担しません。行っていただくのは概ね次の業務です。

- (ア) 現運営法人からの引き継ぎ業務
- (イ) 事業計画等作成業務
- (ウ) 鶴見区との連携・調整事務

#### (5) 経費について

鶴見区は委託料として運営団体に経費を支払います。契約金額は、運営団体が決定した後、運営団体から見積書を徴収し、鶴見区が定める概算業務価格（平成30年度の上限は10,000千円（税込）を予定しています。金額が変更となる可能性もあります。）以下の金額にて決定します。

また委託料は原則として、毎月、必要と考えられる額を分割して支払う予定です。

#### (6) その他

ア 鶴見区において作成された資料は、鶴見区の了解なく公表、使用することはできません。

イ プロポーザルは、運営団体の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

エ 業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

オ この募集に基づき受託候補者として選定された団体との契約の成立は、本事業実

施に係る平成 30 年度予算案が横浜市議会において可決されることを条件とします。可決されなかった場合には契約が成立しなかったものとして取り扱いますが、応募に係る経費、準備費等の損害賠償等には一切応じられません。

4 添付資料

- (1) 鶴見区こども青少年元気支援事業委託仕様書
- (2) 鶴見区こども青少年元気支援事業実施要綱
- (3) 横浜市寄り添い型生活支援事業実施要綱

5 問い合わせ先

鶴見区役所こども家庭支援課 学校連携担当 森・古賀

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号

電話：045-510-1886

FAX：045-510-1887

電子メールアドレス [tr-houkago@city.yokohama.jp](mailto:tr-houkago@city.yokohama.jp)

## 提案書作成要領

### 1 参加意向申出書等

本委託に関するプロポーザルの参加申し込みに必要な書類です。

※受付期間内に参加意向申出書等を提出されない場合、応募はできません。

#### (1) 提出書類

ア 参加意向申出書

イ 欠格事項に該当しないことの宣誓書

ウ 団体概要書（要領 2）

#### (2) 受付期間

平成 29 年 10 月 11 日（水）から 10 月 23 日（月）まで（土・日曜日及び祝祭日を除く）

時間：9 時から 12 時及び 13 時から 17 時まで

#### (3) 提出先

鶴見区役所こども家庭支援課 学校連携担当（3 階 4 番窓口） 森・古賀

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号

電話：（045）510-1886

※事前に電話連絡の上、直接、書類を持参してください。その他の方法による提出は応じられません。

#### (4) 通知について

参加資格を確認したのち、参加資格確認結果を平成 29 年 10 月 27 日（金）に電子メールにより通知します。また、同時に参加資格があることが確認できた場合は、プロポーザル関係書類提出要請書を送付し、提案書（要領 1）及び所定の様式（要領 2～7）の提出を要請します。

### 2 質疑及び回答について

#### (1) 方法等について

質疑を行うことができるのは、参加資格確認結果通知書によって参加資格を有することが認められた者としてします。質疑がある場合は、別添の質問書（要領 8）に質疑の要旨をまとめ、電子メール又は F A X によりお送りいただき、必ず電話による到達確認を行ってください。なお来庁及び電話による質疑・問い合わせには一切応じられません。

#### (2) 受付期間

平成 29 年 10 月 27 日（金）から 11 月 1 日（水）まで

#### (3) 送付先

鶴見区役所こども家庭支援課 学校連携担当 森・古賀

F A X：（045）510-1887



電子メール：[tr-houkago@city.yokohama.jp](mailto:tr-houkago@city.yokohama.jp)

(4) 回答

平成 29 年 11 月 8 日（水）を目途に、提出されたすべての質疑内容とその回答について、参加資格を有することを認めた全団体に電子メールにより送付します。（質問者の個人情報公表しません）。なお質疑への回答は、この要領と一体のものとして、要領と同等の効力を有するものとします。

3 提案書等

鶴見区から参加資格確認及びプロポーザル関係書類提出要請書の通知を受けた団体が、提案を行うための書類です。

(1) 提出書類

ア 提案書（要領 1）

イ 団体概要書（要領 2）

※参加意向申出書提出時にも御提出いただきますが、再度御提出ください。なお参加意向申出書提出時の内容を変更することは認められません。

ウ 業務実施方針について（要領 3）

エ 業務実施内容について（要領 4－1～2）

オ 業務実施体制について（要領 5）

カ 関係機関との連絡体制について（要領 6）

キ 収支予算書（要領 7）

ク 団体の定款又はそれに準ずるもの

ケ パンフレット等団体の概要がわかるもの

コ 団体の前事業年度の事業報告書又はそれに準ずるもの 及び  
団体の当事業年度の事業計画書又はそれに準ずるもの

サ 団体の前事業年度の活動計算書又は損益計算書又はそれに準ずるもの 及び  
団体の当事業年度の活動計算書又は損益計算書又はそれに準ずるもの

※ク～サについては様式自由とします。

(2) 提出部数

上記(1) ア～サを原本として 1 セット、イ～サを 8 セット

1 セットごとにフラットファイル（黄色、表紙及び背表紙に「鶴見区こども青少年元気支援事業業務委託提案書」を記載すること。）で綴り、全てのセットにイ～サのインデックスをつけてください。

(3) 提出期間

平成 29 年 11 月 9 日（木）から 11 月 13 日（月）まで（土・日曜日及び祝祭日を除く）

時間：9 時から 12 時まで 及び 13 時から 17 時まで

(4) 提出先

鶴見区役所子ども家庭支援課 学校連携担当 森・古賀  
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号  
電話：（045）510-1886

※事前に電話連絡の上、直接、書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。

(5) その他

- ア 用紙の大きさは原則としてA4版縦とします。
- イ 提案内容については所定の様式に記載してください。
- ウ 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
  - (ア) 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
  - (イ) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とします。
  - (ウ) 文字は注記等を除き原則として10.5ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
  - (エ) 多色刷りは可能としますが、モノクロ複写したものを使用することもありますので見やすさに配慮をお願いします。
- エ 提出期限後は、提出された書類の内容は変更できません。提出書類で使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。

4 プロポーザルに関するプレゼンテーション・ヒアリング

次により提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

(1) 実施時期

平成29年11月下旬（予定）

(2) 実施場所

未定

(3) 出席者

責任者を含む3名以内としてください。

(4) その他

実施時期や場所、制限時間等の詳細については別途お知らせします。

5 審査について

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

(1) 鶴見区入札参加資格審査・指名業者選定委員会

ア 名称

第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会

イ 委員

鶴見区副区長、鶴見区総務課長、鶴見区戸籍課長、鶴見区福祉保健課長、鶴見区保険年金課長、鶴見区会計管理者

ウ 所管事務

プロポーザル方式の実施、受託候補者の特定に関すること

(2) 評価委員会

ア 名称

鶴見区こども青少年元気支援事業受託候補者評価委員会

イ 委員

鶴見区福祉保健センター長、鶴見区総務課長、鶴見区福祉保健課長、鶴見区こども家庭支援課長、鶴見区学校連携・こども担当課長、鶴見区生活支援課長

ウ 所管事務

プロポーザルの評価に関すること

6 提案書の作成

(1) 提案書の書式

提案書は、所定の様式（要領 1～7）に基づき作成します。また、用紙は原則 A4 版縦とします。

(2) 提案書等の記載内容

ア 業務実施方針について（要領 3）

本事業の対象者である、小・中学生及び保護者が置かれている生活状況や家庭環境等を十分に考慮したうえで、それらの家庭が抱える課題に関する考えを記載してください。

また、本事業実施に向けた実施方針や運営の考え方を記載してください。

イ 業務実施内容について（要領 4－1～2）

鶴見区こども青少年元気支援事業委託仕様書に基づき、生活支援に関するプログラムの実施内容及び実施手法並びに保護者支援の実施体制について記載してください。

エ 業務実施体制について（要領 5）

鶴見区こども青少年元気支援事業委託仕様書に基づき、職員雇用及びボランティアの確保と活用の考え方について記載してください。

また、個人情報取扱いに関する考え方と研修計画について記載してください。

オ 関係機関との連携体制について（要領 6）

区役所、小・中学校、地域及び関係機関との協働・連携に対する考え方について記載してください。

カ 収支予算書（要領 7）

業務実施内容や業務実施体制等に対して適切な金額となるように作成してください。

なお、提案内容にあわせて項目を増やしても構いませんが、算出の基礎に記載してある各項目については必ず積算金額を入れるようにしてください。また、正

式な見積書については運営法人の選定後に提出していただきます。

(3) 提案書作成時の留意点

生活支援に関する提案については、次の事項について留意した内容とすることとします。

ア 達成目標

利用する子どもたちが、少なくとも次の目標を達成するためのプログラムであることを前提とします。

- (ア) 挨拶が出来る
- (イ) 使ったものが片づけられる
- (ウ) 宿題に取り組む
- (エ) 体を清潔・身ぎれいにする
- (オ) 適切なお金の使い方が出来る
- (カ) 適切な言葉遣いが出来る
- (キ) 遅刻・欠席がない

イ 支援方針

次の支援方針を達成できる事業実施態勢・環境を整えてください。

- (ア) 必要に応じて、保護者等と連絡を取り合い、子どもの生活状況を把握したうえで支援を実施する。
- (イ) 必要に応じて、通所のための支援を実施する。
- (ウ) 生活習慣の改善等の支援や、悩みを聞くなどの相談支援を実施する。
- (エ) 子どもたちが安心して過ごすことが出来る「居場所」を確保する。

7 その他

(1) 提案書の作成に係る費用は、応募するものの負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 本要領で指定する提案書の様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 本プロポーザルの内容に関して各委員会の委員との接触があった者

ク プレゼンテーション・ヒアリングに出席しなかった者

(3) 決定等に関する通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(4) 契約書作成の要否

契約書の作成は要する。

(5) 提案書の取扱い

ア 提出された提案書は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された提案書は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ 提案書の提出後、鶴見区の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ 提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各区局の業者選定委員会において特定を見合わせるがあります。

カ 提出された書類は、いかなる理由においても返却しません。

(6) その他

ア 提案書の作成のために鶴見区において作成された資料は、鶴見区の詳細なく公表、使用することはできません。

イ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ 提案書の提出は、1 団体につき 1 案のみとします。

エ 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び提案書等に基づき、鶴見区の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

オ 参加意向申出書の提出期限以降、受託候補者の特定の日までの手続き期間中、指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。

また、受託候補者として特定された日までの手続き期間中に指定停止となった場合には、受託候補者の特定の効力を取り消し、次順位の者と手続きを行います。

8 概算業務価額（上限）

10,000 千円(税込)

※ 事業期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

※ 本事業は、平成 30 年度横浜市各会計予算案の議決を停止条件とする案件です。予算の議決がなされないときは案件として成立しません。

9 選定結果通知（プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者への結果通知）

(1) 通知方法 電子メールにて選定結果通知を通知します。

(2) 通知発送日 平成 30 年 1 月中旬（予定）

- 10 特定された受託候補者との契約手続き  
平成 30 年 3 月頃

(様式 1)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

⑩

## 参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：鶴見区こども青少年元気支援事業業務委託

### 【添付書類】

- 1 欠格事項に該当しないことの宣誓書
- 2 団体概要書

### 連絡担当者

所 属  
氏 名  
電 話  
F A X

E-mail

平成 年 月 日

欠格事項に該当しないことの宣誓書

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

当団体は、以下に規定する鶴見区こども青少年元気支援事業業務委託に関する応募資格の欠格事項に該当しないことを宣誓します。

【欠格事項】

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- 2 参加意向申出書の受付の日から受託候補者の特定の日までの間、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- 3 最近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 4 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である者
- 5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）である者
- 6 2 年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けている者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- 7 代表者もしくは役員が次のいずれかに該当する団体
  - (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
  - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者



(要領 1)

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名： 鶴見区こども青少年元気支援事業業務委託

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

(要領 2)

平成 年 月 日

## 団 体 概 要 書

団体名	
代表者氏名	
所在地	
電話番号	
応募資格の確認	<p>貴団体は、参加意向申出書提出時点において、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録されていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><b>【いいえ の場合】</b> 登録の見込みをお示しください。</p> <p>( )</p> <p>募集要項に掲げる公募の条件をすべて満たしていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ※いいえの場合は応募できません。</p>
財務状況	前年度の決算額 円
	本年度の予算額 円

団体の概要・実績	
----------	--

(要領 3)

1 業務実施方針について

(1) 支援を必要とする世帯の子育ての現状や課題をどのように捉えているか、記載してください。

(2) 生活支援及び相談支援等の実施方針について、記載してください。

(3) 実施方針を踏まえた事業運営の考え方を具体的に記載してください。

(要領 4 - 1)

## 2 業務実施内容について (その1)

(1) 業務の実施内容について

ア 支援を必要とする世帯の状況や、必要な支援の内容をどのように把握するか、記載してください。

イ 参加する小・中学生の継続的な出席をどのように確保していくか、方法を記載してください。

(要領 4-2)

2 業務実施内容について (その2)

(2) 生活支援プログラムについて

ア 参加する小・中学生の生活能力の把握をどのように行うか、記載してください。

イ 参加する小・中学生の生活能力に応じた生活支援のプログラムをどのように作成し、進行管理するのか、記載してください。

(3) 支援を必要とする世帯の保護者に対する相談・支援をどのように行うか記載してください。

(要領 5)

3 業務実施体制について

(1) スタッフの人材確保や採用方法、配置や役割についての考え方を具体的に記載してください。

区 分	実施方針や運営の考え方を踏まえた人材確保や配置の考え方（資格・経歴等）
施設長	
指導員	
ボランティア等	

※ 人数については、提案内容にあわせて増減してください。

(2) 職員及びボランティアの教育や研修計画を具体的に記載してください。

--

(3) 個人情報取扱いについての考え方及び研修計画を具体的に記載してください。

--

(要領6)

#### 4 関係機関との連携体制について

(1) 区役所との協働・連携に関する考え方と、具体的な方法について、記載してください。

(2) 小・中学校や地域など、関係機関との連携に関する考え方と、具体的な方法について記載してください。

(要領 7)

収 支 予 算 書



商号又は名称名

## 1 収入

項 目	予 算 額	算 出 の 基 礎
横浜市委託費		
計		

## 2 支出

項 目	予 算 額	算 出 の 基 礎
人件費		
事業費		
事務費		.
計		

※ 作成時点での見積額を記入してください。

※ 収入の合計と支出の合計は、同額になります。

※ 項目については、提案内容にあわせて増やしてください

(要領8)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

質 問 書

件名： 鶴見区子ども青少年元気支援事業業務委託

質 問 事 項
※ 質問毎に1枚ご記入ください。(ご記入の際は削除してください。)

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

連絡担当者

所 属  
氏 名  
電 話  
F A X  
E-mail